

「震災時等における運転者等への情報提供」について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、東京都内においても激しい交通渋滞が発生しましたが、このような渋滞は、救助・救援、復旧活動のために派遣される救急車や消防車などの緊急通行車両の円滑な通行を妨げるおそれがあります。

そこで、東京都では、首都直下地震等の大震災が発生した場合、運転者等に対して、道路交通における危険を防止し、交通の安全と円滑に資する情報をわかりやすく提供する新たな仕組みを整備しました。

Q. どのような情報が提供されるのですか

A. 通行規制や渋滞情報とともに、東京都内（島しょを除く。）で発生している、道路交通に危険を生じるおそれのある大規模な火災の情報を提供していきます。

Q. どうして火災の情報を提供するのですか

A. 火災発生場所などの情報を提供することで、運転者等に、より適切な経路選択をしてもらい、自身の安全確保と、火災発生場所付近の緊急車両の円滑な通行の確保を図っていただくためです。

Q. 都内のすべての火災について情報提供されるのですか

A. すべての火災について情報提供されるものではありません。道路交通において危険を生じるおそれのある大規模な火災が対象となります。

Q. どこを見ればよいのですか

A. スマートフォン、パソコン等で、（公財）日本道路交通情報センターHPからアクセスすることができます。

Q. 特別なアプリをインストール（ダウンロード）する必要はありますか

A. ありません。

Q. 普段から情報提供しているのではないのですか

A. 首都直下地震等の大規模な災害が発生した場合のみ、情報が提供されます。

Q. カーナビで見ることにはできないのですか

A. できません。

Q. 震災発生時に車を使ってもよいのですか

A. 大震災発生後の新たな自動車の利用はしないようお願いします。

なお、大震災発生時に運転中の方は、次のように行動していただくようお願いします。

1. 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止してください。
2. 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動してください。
3. 高速道路を通行中の車は、交通情報板や警察官等の誘導に従って行動してください。
4. 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意するとともに、環状7号線内側の道路を通行中の車は、速やかに道路外の場所に移動をしてください。
5. 特に、高速道路を含む7路線（高速道路、国道4号、国道17号、国道20号、国道246号、目白通り、外堀通り）は、発災直後から消防、警察、自衛隊等の緊急自動車専用の線路となりますので、速やかに移動をしてください。
6. 目的地に到着した後は、自動車を使用しないでください。

（警視庁HP「大震災（震度6弱以上）が発生したら～警視庁からのお願い～」より）

Q. 運転中にスマートフォン等を使って情報を見てもよいのですか

A. 運転中のスマートフォン等の操作は、道路交通法により禁止されています。スマートフォン等を使った情報収集は、安全な方法により自動車等を停止してから行ってください。